

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
4月15日  
(金曜日)

## 目次

告示	1
道路の区域の変更(道路整備課)	1
道路の供用の開始(道路整備課)	2
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)	2
公告	2
一般競争入札の実施(税務課)	2
家畜講習会の開催(流通企画室)	4
基本測量の実施の終了(監理課)	4
公共測量の実施の終了(監理課)	4
港湾隣接地域の変更に関する公聴会の開催(港湾課)	5
選挙告示	6
政治団体の名称等	6
政治団体の異動事項	6
解散等に係る政治団体の名称等	7
政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等	8
資金管理団体の名称等	8
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	9
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正	9
不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定	0
不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示の廃止	0
公安委告示	0
技能検定員審査の実施	0
教習指導員審査の実施	3

### 山口県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
路線名 四三五号  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
下関市豊田町大字浮石字市庭二三七五の一地先から同市豊田町大字荒木字向田五の一地先まで	新	最狭 二八・六〇	七〇・二	道路改良工事の完了による。	
	旧	最狭 一九・一一	七一・二		

道路の種類 一般国道  
路線名 四九一号  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
下関市豊田町大字浮石字市庭二三七五の一地先から同市豊田町大字荒木字向田五の一地先まで	新	最狭 二五・五	三四五・四	道路改良工事の完了による。一般国道四三五号の道路の区域(重用)	
	旧	最狭 二二・〇八	六四六・〇		

最狭  
六・四・六  
六三八・〇

山口県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四三五号	下関市豊田町大字浮石字市庭三三七五の一地从先から 同市豊田町大字荒木字向田五の一地从先まで	平成二十三年四月 十六日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九一号	下関市豊田町大字荒木字台の門五八の二地从先から 同市豊田町大字荒木字小島五二の一地从先まで	平成二十三年四月 十六日

山口県告示第百八十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所山口支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 河川の名称  
榎野川水系榎野川

- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二十三年四月十五日
- 三 廃川敷地等の位置  
山口市宮島町二番一五
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 三・一〇平方メートル



(九九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。  
平成二十三年四月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
  - (一) 次に掲げる業務の委託
  - (二) 業務の名称及び数量
  - (三) 業務の内容
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 履行期間
  - (六) 平成二十三年七月一日から平成二十六年六月三十日までの間
  - (七) 履行場所
  - (八) 契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
  - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
  - (三) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

- 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十六号)に基づき資格審査において、システムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) 平成二十三年四月十五日から同年五月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (六) 平成十三年四月一日から平成二十三年四月十五日までの間に、国、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県総務部税務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
山口県総務部税務課
  - (三) 受領期限  
平成二十三年五月二十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年五月二十七日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室
  - (二) 日時  
平成二十三年五月二十七日午後二時

- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第六百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否  
要
  - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十三年四月二十八日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十三年五月十二日までに発送する。
    - 1 入札参加資格確認申請書
    - 2 納税証明書
    - 3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類
  - (五) 契約保証金  
免除する。
  - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
  - (七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三―二九三)に問い合わせること。
- 十一 Summary  
(1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department.

- Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Operation and maintenance of the taxation computer system
  - (3) Term of the contract: From July 1, 2011 to June 30, 2014
  - (4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract
  - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2293)
  - (6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M. May 26, 2011 (In case of bringing a tender: 2: 00 P.M. May 27, 2011)

(100) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十三年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 講習の対象となる者  
家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十三年六月六日(月曜日)及び同月七日(火曜日)の午前九時から午後五時まで  
(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室
- 三 講習の科目及び時間

科	目	時 間
家畜の取引に関する法令		四
家畜の品種及び特徴		四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六

四 受講の手続

- 講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にはその者の住所地を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者には山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県農林水産部流通企画室に提出すること。
- 五 受講願書の提出期限  
平成二十三年五月十六日(月曜日)
- 六 その他  
この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部流通企画室(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(101) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類  
基本測量(基本重力測量)
- 二 作業の地域  
下関市
- 三 作業の期間  
平成二十二年五月十七日から平成二十三年三月十八日まで

(102) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類  
公共測量(三級水準測量)
- 二 作業の地域  
岩国市及び玖珂郡和木町
- 三 作業の期間  
平成二十二年十一月十五日から平成二十三年二月二十八日まで

(一〇三) 港湾隣接地域の変更に関する公聴会の開催

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定により、徳山下松港に係る港湾隣接地域の変更に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 日時

平成二十三年四月二十一日(木曜日)午後一時三十分

二 場所

周南市築港町一三番二三号

山口県周南港湾管理事務所

三 参加者の範囲

四に掲げる区域に利害関係を有する者

四 変更しようとする区域

(一) 予定港湾隣接地域の名称  
徳山下松港港湾隣接地域

(二) 変更に係る区域  
浅江地区

1 区域

補助点一の一、基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、補助点四四の一の各点

を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によって囲まれた区域

2 点の位置

(1) 基点

- 一 光市浅江六丁目四八四〇番地の二の標柱の位置(北緯三三度五七分四一秒 東経一三一度五五分二七秒)
- 二 基点一から三二六度五九分五〇秒八〇・〇メートルの点
- 三 基点二から三二九度五九分五〇秒五二・〇メートルの点
- 四 基点三から三二八度五九分五〇秒一七九・〇メートルの点
- 五 基点四から三二五度五九分五〇秒七三・〇メートルの点
- 六 基点五から三二二度五九分五〇秒二一・〇メートルの点
- 七 基点六から三二二度五九分五〇秒四三・〇メートルの点
- 八 基点七から三一八度五九分五〇秒三五・〇メートルの点
- 九 基点八から二七三度〇五分三九秒二〇・七メートルの点
- 一〇 基点九から三二二度三四分二八秒一四〇・〇メートルの点
- 一一 基点一〇から三二二度一八分二三秒二二〇・〇メートルの点
- 一二 基点一一から三一一度〇七分五九秒四〇・〇メートルの点
- 一三 基点一二から三〇七度一九分二五秒八〇・八メートルの点
- 一四 基点一三から三〇度四五分五八秒二二・〇メートルの点
- 一五 基点一四から三〇一度五三分五二秒九八・二メートルの点
- 一六 基点一五から三五〇度一分一〇秒八・一メートルの点
- 一七 基点一六から二九六度四三分三〇秒七四・三メートルの点
- 一八 基点一七から二五度二〇分〇五秒二・〇メートルの点
- 一九 基点一八から二九四度一三分二二・五メートルの点
- 二〇 基点一九から二九二度四二分一〇秒八九・六メートルの点
- 二一 基点二〇から二八七度四四分四九秒一〇・六メートルの点
- 二二 基点二一から二八七度四四分四九秒一〇・六メートルの点
- 二三 基点二二から二八九度二五分四〇秒四九・二メートルの点
- 二四 基点二三から一九九度一七分三〇秒二一・三メートルの点
- 二五 基点二四から二八五度〇八分三九秒七一・八メートルの点
- 二六 基点二五から一五度一九分五五秒一・三メートルの点
- 二七 基点二六から二八五度一九分五五秒一〇・七メートルの点
- 二八 基点二七から一九五度一九分五五秒一・九メートルの点
- 二九 基点二八から二八五度三九分三三秒一七・一メートルの点
- 三〇 基点二九から一四度四一分四〇秒三・三メートルの点
- 三一 基点三〇から二八三度〇三分二三秒三八・七メートルの点
- 三二 基点三一から二七四度〇二分五四秒二三・九メートルの点
- 三三 基点三二から二九四度〇二分四〇秒一八・二メートルの点

- 三四 基点三三から二七八度二二分三〇秒三一・九メートルの点
  - 三五 基点三四から一八三度二九分五〇秒二〇・九メートルの点
  - 三六 基点三五から二七七度〇六分〇八秒七一・三メートルの点
  - 三七 基点三六から二七九度二六分三三秒一六・七メートルの点
  - 三八 基点三七から二八六度三八分五〇秒八三・三メートルの点
  - 三九 基点三八から九度一〇分五九秒一九・一メートルの点
  - 四〇 基点三九から二六五度五八分四〇秒五二・五メートルの点
  - 四一 基点四〇から二五七度三五分三〇秒五〇・五メートルの点
  - 四二 基点四一から二四八度一五分〇〇秒四八・八メートルの点
  - 四三 基点四二から二〇二度四分五〇秒四七・七メートルの点
  - 四四 基点四三から二六九度〇〇分〇〇秒五〇・〇メートルの点
- (2) 補助点
- 一の 基点一から一九三度〇〇分〇〇秒一八四・〇メートルの点
  - 四四の一 基点四四から一八一度〇〇分〇〇秒二二四・〇メートルの点
- 注 方位は、真方位とする。



山口県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年四月十五日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 課

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
愛幸会	島津 幸男	宗清 禮吉	周南市大字下上土井955の3		平成23、3、7
国弘秀人後援会	林 克尚	那須 圭子	光市大字室積村770		” ” 28
藤本隆後援会	藤本 隆	小原 勇	大島郡周防大島町大字久賀2657		” ” //
松本武士後援会	松本 武士	松本 伸子	熊毛郡平生町大字大野南413の1		” ” /6

村田良子後援会	村田 良子	村田 一也	玖珂郡和木町和木5丁目/番45号	” ” 8
---------	-------	-------	------------------	-------

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年四月十五日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 課

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党小野田支部	会計責任者	森 義勝	原田 万史	平成23、4、3、4
	代表者	田中 勇	伊藤 青波	
自由民主党徳地支部	会計責任者	磯村 一雄	石田 肇	” ” ”
	事務所	山口市徳地島地2180の1	山口市徳地野谷138	
自由民主党むつみ支部	代表者	吉松 利之	中村 康仁	” ” 30
	会計責任者	高橋 正演	萩市大字吉部上119	
	事務所	萩市大字高佐下607の2	萩市大字吉部上119	
いとうたけし後援会	代表者	田中 貢造	石川弥洲雄	” ” ”
	事務所	山陽小野田市大字厚狭120の26	山陽小野田市厚狭1丁目12番20号	
氏永東光後援会	代表者	松村 哲男	伊藤 博夫	” ” ”
	会計責任者	山尾 隆司	中村 義房	
梶山きみのり後援会	事務所	岩国市美和町瀬戸ノ内559	岩国市美和町濬45の21	” ” 31

かわさき孝昭後援会	会計責任者	市山 恵子	市山 康好	〃	〃	25
議員定数半減の実現を求める市民の会	事務所	防府市自由ヶ丘2丁目17番1号	防府市新橋町14番47号	〃	〃	1
		代表者	赤星登志大	貞永信太郎	〃	〃
木村健一郎後援会	〃	赤木 元秀	伊勢屋 宏	〃	〃	22
		事務所	阿武郡阿武町奈古2640の10	阿武郡阿武町奈古2953の2	〃	〃
清水栄太郎後援会	〃	山野 貴教	神田 義満	〃	〃	18
		会計責任者	山野 貴教	神田 義満	〃	〃
TKC高村正彦政経研究会	〃	松永 浩之	白石 廣芳	〃	〃	30
		代表者	中林 堅造	横見 進	〃	〃
中林堅造後援会	事務所	防府市千日号2丁目1番1号	防府市新橋町14番47号	〃	〃	〃
		代表者	中林 堅造	横見 進	〃	〃
中村美子後援会	〃	鶴田 進	海力 利雄	〃	〃	4
		会計責任者	鶴田 進	海力 利雄	〃	〃
林哲也後援会	〃	佐伯 伸之	岡本 雅	〃	〃	28
		代表者	佐伯 伸之	岡本 雅	〃	〃
藤本隆俊後援会	事務所	福田 博美	藤山 敏雄	〃	〃	22
		代表者	北村 啓一	星出 昌之	〃	〃
星出拓也後援会	〃	大高郡周防大島町大字久賀4491の1	大高郡周防大島町大字久賀2657	〃	〃	22
		代表者	北村 啓一	星出 昌之	〃	〃
星出拓也後援会	事務所	柳井市南町3丁目7番11号	柳井市南町4丁目4番69号	〃	〃	4
		代表者	柳井市南町3丁目7番11号	柳井市南町4丁目4番69号	〃	〃
松浦正人後援会	〃	山野 貴教	神田 義満	〃	〃	18
		代表者	山野 貴教	神田 義満	〃	〃
未来の会	〃	安原 実昭	真部 秀昭	〃	〃	28
		事務所	下関市宮田町3丁目3番4号	下関市榎野町3丁目18番1号	〃	〃
森中克彦後援会	〃	柳井 清治	西村 勝吉	〃	〃	2
		会計責任者	柳井 清治	西村 勝吉	〃	〃
矢田松夫後援会	事務所	山陽小野田市大字鴨庄464の4	山陽小野田市大字鴨庄99の4	〃	〃	30
		代表者	山陽小野田市大字鴨庄464の4	山陽小野田市大字鴨庄99の4	〃	〃

山口県知的障害福祉政治連盟	会計責任者	端本 義夫	田中 康男	〃	25
	代表者	田中 敏弘	脇坂 宣尚	〃	〃
山下節子後援会	代表者	田中 和子	山下 勝由	〃	24
	事務所	宇部市大字東須恵157の5	宇部市常盤町1丁目6番44号	〃	〃
山根勇治後援会	代表者	山根久美子	山根 五郎	〃	30
	事務所	山根久美子	山根 五郎	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による開田があつた離散者に係る政治団体の名簿を以下のとおりとする。

平成二十三年四月十五日

山口県選挙管理委員会 選挙課長 田中 康男

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
明日の山陽小野田を考える会	早弓 輝男	林 恵美子	山陽小野田市大字小野田397の3	平成22年12月31日
新しい風田布施から	木村 博通	秋本 瑛子	熊毛郡田布施町大字麻郷奥829	〃 〃 20
井上しょうじ後援会	井上 昭治	井上多美栄	岩国市滝土路町2丁目56番24号	平成23年3月16日
大田ひろゆき後援会	大田 浩行	大田 恵子	山口市大内御馳225の3	平成22年12月31日
大中宏後援会	山村 正義	山下 修美	美祿市美東町渡木3307	〃 〃 〃
岸かおるとともに岩国を元気にする会	岸 薫	玉浜美美子	岩国市青木町1丁目5番83号	平成23年3月22日
小茅稔後援会	齊藤兼太郎	尾崎 元信	萩市大字浜崎町150の2	平成22年12月31日
佐伯伸之後援会	岡本 雅	藤山 敏雄	下関市菊川町大字下岡枝2710	〃 〃 30
清水栄太郎後援会	赤木 元秀	赤木 元秀	阿武郡阿武町奈古2640の10	〃 〃 31

坪井豊後援会	長谷 智	沢村 直明	萩市大字米屋町42	平成23、 3、 1
なかひさ明後援会	江村 瑞也	石川 甚栄	防府市大字台道/355の120	平成22、 12、 31
平田和三郎後援会	河口 信行	堀 満	山陽小野田市中川4丁目4番/0号	〃 〃 〃
藤村まさつぐ後援会	藤村 政嗣	藤村 純子	熊毛郡平生町大字佐賀2229	平成23、 3、 22
松林政俊後援会	北山興四郎	久保田 誠	長門市東深川969の9	〃 〃 20
松本周一後援会	松本 周一	松本 勝子	柳井市大島916	平成21、 12、 31
みのり会	村田 哲雄	村田 勇吉	長門市東深川1346の1	〃 〃 〃
宮田隆男後援会	益田 和男	林 喜音	下関市豊浦町大字室津下/25の22	平成22、 〃 28
むねまさ久明後援会	宮本 昭義	藤川 毅	岩国市美和町西畑/31の1	平成23、 3、 1
村田哲雄後援会	上田 義一	石川 忠昭	長門市仙崎314の1	平成21、 12、 31
守田勉後援会	守田 勉	守田美知子	光市室積東ノ庄/8番/0号	平成22、 〃 1
矢野まさあき後援会	白井 正司	矢野 響子	岩国市由宇町4401の1	〃 〃 31
よしき晶彦後援会	吉敷 晶彦	成川 正之	〃 錦見/丁目/2番/17号	平成23、 3、 27
わた銀一朗後援会	安村 直	上野 邦枝	下関市豊北町大字栗野5027	平成22、 12、 31

山口県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十三年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年四月十五日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
愛会	松葉 正志	加藤 麻衣	柳井市南町/丁目/6番6号
あかさか輝雄後援会	石丸 豊	石丸 隆紀	岩国市由宇町神東1975
磯部光生後援会	徳久 義夫	五十部 豊	山口市陶3367
河村まさのお後援会	河村 雅伸	河村 昌子	山陽小野田市掃山/丁目/2番8号
神本康雅後援会	道山 文雄	道山よし子	周南市大字夜市783
河内山宏充後援会	河内山宏充	河内山祥子	熊毛郡平生町大字尾国406
さわだ後援会	藤田 賢二	松本 豊	山口市小郡下郷/627の12
重村法弘後援会	中原 英樹	村田 保	長門市俵山5061の4
なわしげ進後援会	縄重 進	桑原 順子	光市三井/丁目/0番/5号
福田勝政後援会	佐々木二三	福田 邦子	山陽小野田市大字有町926
福田けんご後援会	福田 健吾	福田 藤吾	周南市かせ河原町7番25号
藤坂もとひろ後援会	藤坂 俊平	藤坂 和子	柳井市山根/8番8号
山戸貞夫後援会	山田 建夫	山戸 貞夫	熊毛郡上関町大字祝島/66の1

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年四月十五日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯





に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十三年五月十七日（火曜日）及び同月十八日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年四月十八日（月曜日）から同月二十八日（木曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印を

しないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千元

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自一）、技能検定員審査（普自一）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十三年五月十九日（木曜日）及び同月二十日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年四月十八日（月曜日）から同月二十八日（木曜日）まで（日曜日及び

土曜日を除く。(の午前八時三十分から午後五時十五分まで  
 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げ

る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとす。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型一種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十三年五月二十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年四月十八日(月曜日)から同月二十八日(木曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考  
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査（大型）及び教習指導員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十三年五月二十三日（月曜日）及び同月二十四日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

平成二十三年四月十八日（月曜日）から同月二十八日（木曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで  
審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課  
提出書類  
五 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。）別記様式第一号によること。）  
(一) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(二) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）  
六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。  
七 審査手数料  
一万五千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十三年五月二十四日（火曜日）及び同月二十五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年四月十八日（月曜日）から同月二十八日（木曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じ

た額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自一）、教習指導員審査（普通一）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十三年五月二十六日（木曜日）及び同月二十七日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年四月十八日（月曜日）から同月二十八日（木曜日）まで（日曜日及び

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる

- 土曜日を除く。(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいづれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

- 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十三年五月二十七日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年四月十八日(月曜日)から同月二十八日(木曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいづれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

平成二十三年四月十五日印刷  
平成二十三年四月十五日発行

発行人所

山口県知事

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円
備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。